農林水産商工常任委員会 • 陳情

受理番号及び 受理年月日 所 管	件 名 及 び 要 旨	提出出者	審査結果
元年-9 商工労働 (元. 6. 3)	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の 提出について	鳥取県労働組合総連合	不 採 択 (元. 6.28)
	▶陳情理由 アベノミクスによる「異次元の規制緩和」によって、大企業の内部留保は増えたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けている。「雇用の流動化」が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が年収200万円以下というワーキング・プアに陥っている。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、厚生労働省によれば、2017年の婚姻率は0.49%(推計値)、2016年の出生率も1.44とどちらも前年より0.01%落ち込み、少子高齢化がさらにすすみ、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害する「貧困の連鎖」も深刻な社会問題となっている。 2018年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給985円、鳥取県では762円、最も低い地方は761円である。毎日フルタイムで働いても月11~14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する「健康で文化的な最低限の生活」はできない。しかも、時間額で224円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっている。地方経済を再生させる上で、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引上げが必要である。安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」とした2010年の「雇用戦略対話」での政労使	本会議(元. 6.28)委員長報告会議録暫定版 非正規労働者の処遇改善については、て、就業形態に関わらず公正な待遇実現をための諸法令が整備され、随時必要な改正でいるほか、正規雇用化や人材育成等に対制度の充実が図られています。また、5月31日の経済財政諮問会議で改運営の指針である「骨太の方針」の骨子乳最低賃金の引き上げ」を目指す方針が提示た。最低賃金の引き上げについては、現下の済情勢にあって、中小企業における労働者安定にも影響を及ぼしかねないため、各都働局において慎重に審議の上、対応されるであることから、不採択と決定しました。	推がす 、案さ 厳の道の道の道の道のでは、 との は との は との は との は との が との が との が とい の が とい の が とい の が とい が とい

三者合意を先延ばしするだけである。今すぐ政治決断で、1,000円以上に引き上げるべきである。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価 改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善 することは、景気刺激策として有効である。さらに、公正 取引の確立からみても、最低賃金を最低限の生活を保障する 水準に引き上げ、地域間格差を解消し、企業間取引の力関係 の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正 利潤を含んだ単価を実現させることが大切である。

最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に加えて、先進国では例のない「通常の事業の支払能力」が併記されている。大企業の経済活動に大きく左右される指数が地域別のランク付けの判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金で比較している。そうした「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえる動きによって、地域間の賃金格差が固定・拡大され、地域経済の疲弊を深化させているのである。

現行憲法では「すべて国民は、法の下に平等」、「すべて 国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有す る」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者 が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの でなければならない」としており、最低賃金法第9条は、最 低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしている。

最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴県議会から国に対し次に掲げる項目の意見書を提出するよう陳情する。

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対し、次に掲げる項目を求める意見 書を提出すること。

1 政府は、ワーキング・プアをなくすため、政治決断で

農林水産商工常任委員会・陳情